

第56号 2014年2月1日

税制懇ニュース

発行所

全国税制懇話会

〒169 東京都新宿区百人町 1-16-18

-0073 センチュリービル 2F

東京税財政研究センター内

☎03(3360)3871 FAX 03(3360)3870

2014年 春季研究集会・第26回総会

4月13-14日（日・月）

伊豆山（熱海）の名湯 「水葉亭」に決定

メイン講演 大淵博義教授（中央大）の
「課税標準認定に立ち向かう解釈と理論」

2014年の春季全国研究集会は、東京ブロックが幹事役となり、熱海・伊豆山温泉「ホテル水葉亭」で開催することが決まりました。開催日は4月13日-14日（日・月）です。全国から多数のご参加をお待ちしております。

水葉亭は高台に位置し、相模湾と真鶴半島が一望できる好ロケーションが自慢の宿（下の写真参照）。温泉は自家源泉を持ち、豊富な湯量で多彩な浴場が楽しめ、料理も相模湾・伊豆半島などの立地を生かした新鮮な海の幸を堪能できます。

今回のメイン講演は中央大学教授の大淵博義先生。税制懇初登場です。普通科22期（熊本）の国税OBの勉強家で、課税標準認定などの実務と理論に精通され、講演も「解りやすい」との定評があります（2面に大淵先生のプロフィール）。

☆宮殿に迷い込んだ雰囲気☆

先ず、宿自慢で～す

ホテル水葉亭の宿自慢・お湯自慢を今少し。この宿は、伊豆山温泉の自家源泉を7本持っているとのことで、その豊富な湯量から、「王朝大浴殿」、「眺望大露天風呂」、「展望大浴場」の三つの浴場が楽しめるというのが嬉しい。中でも、1,800平米もの広さを誇る「王朝大浴殿」は見どころ。「お風呂の神話」と銘打つこの浴場は、どこかの宮殿に迷い込んだような雰囲気という（男女入れ替え制）。ご期待ください。（2面中段へ続く）



ロビーから相模湾が一望

2014. 2. 1 56号(2)

~メイン講師のプロフィール~
中央大学商学部教授
大淵 博義先生

* 経歴

1962年税務講習所普通科22期生（熊本）として国税の職場に就職。
1992年税務大学校教授、1994年渋谷税務署副署長などを歴任。
1995年4月中央大学商学部教授として転身され、現在に至る。

* 研究テーマ

専門分野は税法学、税務会計学。税法における事実認定の研究、最近における租税回避行為の否認事例の研究等をされています。

* 主な著書

法人税法解釈の検証と実践的展開 第1巻
(改定増補版、2013.11.2) 税務経理協会出版
5,460円
知っておきたい国税の常識 第15版 (2013.7.31) 税務経理協会出版 2,625円

☆冒頭、定時総会を開催します☆

[開催概要]

以下、2014年春季全国研究集会の開催概要をお知らせします。税制懇では、毎年、春の集会時には定時総会、秋の集会時には全国理事会を開催し、意思統一をはかってきました。今春は第26回目の総会を行います。総会は初日の冒頭に行いますので、ご協力をお願いします。

開催日 2014年4月13日(日)～14日(月)

場 所 热海・伊豆山温泉「ホテル水葉亭」

〒413-0002 热海市伊豆山190-1

TEL0557-81-7145 フックス 0557-82-2650

JR 热海駅からホテルの送迎バスがあります（徒歩の場合は約15～20分）

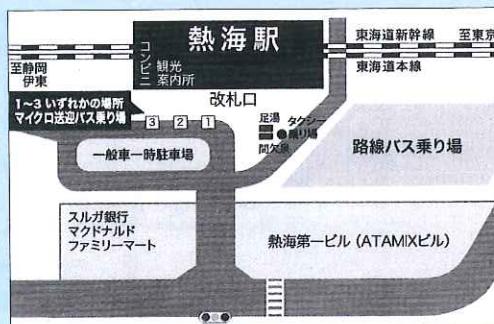
※送迎バスは2面右上でご案内

参加費 20,000円（宿泊代、懇親会費、資料代、講師代など含む）

ホテルの
送迎マイクロバスのご案内

★JR 热海駅の送迎用バス乗り場（案内図）

バス乗り場は、热海駅の改札を出てすぐ前(1.2.3辺り)になります。



4月13日 热海駅発→ホテル「水葉亭」行
12:00、12:20、12:40

4月14日 ホテル「水葉亭」発→热海駅行
12:30、12:45、13:00

日 程 [第一日目：4月13日]

12:00～受付開始

13:00～13:40 第26回総会（方針討議、役員選出、決算・予算など）

13:40 研究集会 司会：本川副理事長

13:40～15:50 メイン講演

講師 大淵博義中央大学教授

演題 課税標準認定に立ち向かう解釈と理論

16:00～17:00 税務現場からの報告

（関係者と折衝中）

18:00～20:00 夕食・懇親会（司会は東京ブロック）

[第二日目：4月14日]

9:00 実践報告 司会：本川副理事長

9:00～9:50 大阪局の不当調査と勝利

報告者 志形会員（近畿ブロック）

10:00～10:50 「質問応答記録書」及び「事業概況等へのお尋ね」への対応

報告者 小田川会員（関信ブロック）

11:00～12:00 新通則法下における税務調査の実態調べの結果と活用に関する自由討議

提案と司会 宮澤会員（関信ブロック）

助言者 岡田会員（東京ブロック）

2014年税制懇 第12回海外視察
アメリカ西海岸 8日
～シアトル、ポートランド、サンフランシスコ～
2014年6月2日（月）～9日（月）

ことしの海外視察は、アメリカ西海岸8日間の旅と決まりました。TPPの中に日本が取り込まれた場合、農業生産物だけではなく、税理士制度も重大な事態が想定されています。これを推進しているのがアメリカ。最近のアメリカの税徴収事情とTPP問題について、会計士や日系企業家との懇談を予定し、日本の経済・政治に大きな影響力をもつアメリカの事情の一端をさぐります。訪問都市は、日本と窓口の多い西海岸地区にしました。

費用：お一人 35万円（添乗員1名日本から同行）

定員：25名（最少催行人数20人）

申込み：折り込みの申込用紙に記入の上、2月28日までファックス（03-3508-0140）にてお申し込みください。

2013年 秋季研究集会・全国理事会の報告

あわら「北潟湖畔荘」に85名の仲間がつどう

守之先生の気迫の講演に元気もらう

山本福井大名誉教授講演 原発神話の実態告発に共感・納得

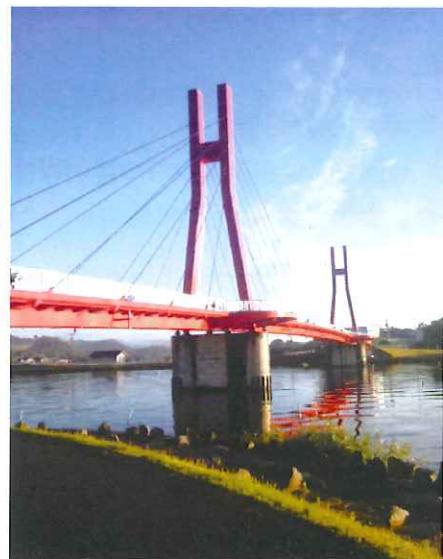
昨秋開催した、全国研究集会・全国理事会の報告を行います。

日程は10月20日～21日、参加総数は85名。場所は福井県あわら市「レイクサイド北潟湖畔荘」。行ってみると、湖水が大変きれいな景勝地でした。早朝の釣り人を眺めながら、なんとも心地よい散策を楽しめました（右の写真）。

全国理事会を開催

冒頭に全国理事会を開催。組織の拡大の重要性が提起されるとともに、これまで東京税財政研究センターが世話を務めた存在で「全国研究所等の交流集会」について、「全国組織である税制懇が一定の役割を果たすべきでは」との意見が出され、これについて討議。各地の税制懇や研究所等が、

それぞれ独自の経緯をたどって今日に至っていること等が指摘され、継続討議となりました。また、消費税引き上げなど大増税に対応した滞納対策の必要性も提起され、引続いてブロックごとの研修会等の重要性が訴えられました。



税制・税務行政の変化に立ち向かう

……記帳・保存義務化、税務調査の変化、増税攻勢……



税制懇事務局長 小田川豊作（宮澤税務会計事務所：関信ブロック）

【はじめに】記帳と保存の義務化、税務調査の変化、消費税大増税など増税攻勢の中で、これに応えるかたちで、小田川税制懇事務局長が講師用として作成したレジュメをご紹介しますので、各地でご活用ください。なお、このレジュメ及び関係資料を税制懇ホームページにアップしますので、あわせてご活用ください（編集部）。

5面へ続く

メイン講演（3面右下より）

税制懇の専任講師である山本守之先生について、「これが最後か？」などと言われていたようですが、「情報公開に基づく開示事例から見た租税法の解釈基準」と題して講演。役員給与、寄付金、交際費、貸倒れ、資本的支出と修繕費等の区分等について詳述されました。守之先生の、当局や調査担当官の言動を鵜呑みにしないで、法と社会的妥当性に立脚した解釈基準で堂々と対応すべきといった講演は、いつもながら迫力満点。「引退の話は、どこ吹く風？」と思わせるような健在ぶりでした。

もう一本の講演は、山本富士夫福井大学名誉教授による「原発安全神話と科学者の社会的責任」。原発問題のメカニズムに精通された科学者の立場からのお話だけに、分かりやすく、説得力がありました。

懇親会

初日の夜は夕食を兼ねた懇親会。主催ブロック（北陸）の司会・進行で、楽しく全国の仲間が交流しました。

現場からの報告

今回も、税務現場からの特別報告が行われました。参加者から、「この報告は、今後も続けてほしい」の声も。

会員からの実践報告

沖縄ブロックの高良会員から「徴収問題実践報告」。10年をはるかに上回る長期滞納事案について、綿密に検討した結果、消滅時効が完成していると判断。行政側と折衝、滞納金額のすべての取消しを実現した事例の報告がありました。

もう一つの実践報告は、東京・関信合同の「税務調査の実務報告」。これは、近藤会員の司会で、福田、本川、宮澤各会員から最近の実践報告が行われました。会場からの意見も出されました。

報告の中には、乱暴な調査の結果、何千万という追徴税額を修正申告させられ、納めた。しかし、納税者が「どうしても納得できない」とした事案を引き受け、詳細に再検討し調査にのぞんだところ、調査結果をひっくり返した、という事例も報告されました。

海外実践報告

2013年6月4日から9日にかけての海外実践視察の報告を浅井優子会員（東京）が行いました。今回の訪問国はタイ。浅井会員は、日系企業・日系レストランを訪れ、視察・交流した内容を報告しました。

税制懇会員の組織現況

税制懇ニュース前号（2013.9.5）以降の状況

入会者	吉田 勇悟さん	2013.04	東京
"	山口潤一郎さん	2013.09	東京
"	西田 信夫さん	2013.09	近畿
退会者	熊谷 秀雄さん	2013.09	東京 廃業
"	池田善治郎さん	2013.10	東北ご逝去
"	長谷川ちゑのさん	2013.10	近畿ご逝去

以上の結果、2014年2月1日現在のブロックごとの正会員数は次のとおりです。

北海道 21名	東 北 14名	関 信 31名
東 京 77名	東 海 17名	近 畿 43名
北 陸 9名	中 国 8名	四 国 7名
九 州 6名	沖 縄 5名	合 計 238名

I 記帳・保存義務化

・青色申告者	(改正なし)	記帳保存義務あり	罰則なし、特典あり
・白色申告者	特定の者 (25.12.31まで) 特定の者以外	簡易な記帳と保存 記帳・保存義務なし	罰則なし、特典なし 罰則なし、特典なし

23年12月2日改正 → 26年1月1日から施行

すべての白色申告者 簡易な記帳と保存 罰則なし、特典なし

- ・記帳の程度と保存期間 別紙 庁パンフ
(簡易な記帳は、昭和59年大蔵省告示37号)

① 義務化の影響

課税庁の狙い 実額課税

制裁として、概算必要経費強制適用（低率…政府検討事項）

税務調査の効率化

真の狙いは消費税（25年度から課税庁は調査事績順番を消費税トップに）

② 課税庁との具体的な展開

- ・記帳せず、保存せず どうなる？…申告段階は変化なし。

収支内訳書つけない。…税務署から「お尋ね文書」

応じないと署への「呼出し文書」、机上調査あるいは実地調査へ

推計課税により処理（理由は附記される）

同業者比率適用、重加算税不適用、6・7年遡及なし

概算必要経費強制適用が導入されると、多額追徴

- ・記帳、保存した どうなる？

申告段階 収支つける、つけないで……

収支つけなければ、呼出しまでの「せず」のパターン……要は調査を呼び込む

収支つけたが調査にこられたとき（収支つけない場合を含む）

帳簿調査、保存されている原始記録の照合

収支内訳書と帳簿・書類が一致……問題なし

一致していない（収支がない）……実額課税で多額追徴（場合によっては、仮装・隠ぺいとして重加算税、7年遡及（理由附記される））

- ・消費税では

課税事業者 一般か簡易の選択を適切に

簡易なら課税売上高の把握の問題 記帳保存直接的影響なし

一般なら帳簿と書類の両方の保存不可欠 所得税調査と連動

あえていえば

- *1 義務化されたことから、必然的に帳簿調査となる。帳簿を検査せずに行われる調査は違法として取消しとなる。ただし、検査困難の事情あれば帳簿調査なしで更正できるとしている。
- *2 通則法改正により、すべての不利益処分に理由附記。白色申告も理由附記。

*2の理由附記を理由として記帳義務化を課してきたもの

2014.2.1 56号(6)

③ 実務

- ・収入除外はだめ（偽り不正で7年遡及）
- ・純額主義（売上金で経費を支払ったので、両方記帳せず）
- はだめ
- ・家事消費の計上
- ・必要経費は細かく拾い上げる（むだな納税に）
- ・領収書等もらえない、わすれた場合…出金伝票を作り、必要経費として記帳
- ・家事関連、事業関連要注意（税務署は「推認事案」として臨んでくる）
- ・青色選択を検討…経営の規模、今後の事業拡大、青色特典の活用、納税額（追徴想定額ふくめ）と記帳事務負担の損得、税務署との関係（負担）

II 通則法改正と税務調査の変化

- ・課税庁の方針転換……調査手続は「実地の調査」のみが適用対象
調査手続きの厳格化と煩雑化 → 調査件数減少 → 接触率低下 → コンプライアンスと申告水準低下 → 接触率維持の対策 → 行政指導の活用 → お尋ね文書による自主的見直し → 回答しないものに対する呼出し・机上調査
- ・お尋ね文書の対応 注意！ 加算税に影響
1回ルール……お尋ね（行政指導段階）で誤り是正 → 加算税なし
お尋ね未回答 → 呼出し（机上調査）では正 → 加算税賦課
呼出しにも未対応 → 実地調査（全般的調査に拡大）
* 実地の調査に準ずる「行政指導」は問題あり！反撃のたたかい必要
- ・推認事案への対処 供述と間接証拠の収集
「質問応答記録書」=全国統一の様式で圧力……別紙資料
 - * 応する必要はない
 - * 強要は刑法193条・職権乱用罪に
 - * 行政機関が保有する個人情報に該当し、全文開示請求できる
- ・再調査の厳格化
所得税調査で譲渡所得も同時調査
- ・相続税基礎控除引下げに対応して、死亡者全数に申告案内と申告書送り付け

III 増税攻勢に立ち向かう

- ① 消費税率アップ=26年4月1日から8% 転嫁が重要→できない場合…簡易・免税はもろに資金圧迫 一般も消費税が還付されるまで資金圧迫
- ② 住宅ローン控除の延長・拡充
29年12月31日まで延長
 - * 26年4月から29年12月居住については拡充
- ③ 相続税の増税=27年1月1日から適用
基礎控除 5千万+（1千万×法定相続人数）を
3千万+（6百万×法定相続人数）に40%減
- ④ 金融所得税制の改正
上場株式の譲渡・配当……現行10%を26年1月1日から本則の20%に
NISA……26年1月1日から35年まで（最終は39年）

以上